

亀山市告示第190号

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱（平成27年亀山市告示第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施する<u>亀山市生活困窮者家計改善支援事業</u>（以下「<u>家計改善支援事業</u>」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第2条 市は、自ら<u>家計改善支援事業</u>を実施するほか、市が直接行うこととされている事務を除き、<u>法第7条第3項</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施する<u>亀山市生活困窮者家計改善支援事業</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第2条 市は、自ら<u>事業</u>を実施するほか、市が直接行うこととされている事務を除き、<u>法第5条第2項</u>の規定により、</p>

において準用する法第5条第2項の規定により、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に規定する者（以下「自立相談支援機関」という。）に、家計改善支援事業の事務の全部又は一部を委託するものとする。

（対象者）

第3条 家計改善支援事業の対象者は、亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）に規定する自立相談支援事業において、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善又は家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と認められた者（以下「相談者」という。）とする。

（事業の内容）

第4条 家計改善支援事業は、相談者に対し、次の支援を行うものとする。

[（1）～（5） 略]

（事業の手順）

第5条 家計改善支援事業は、次の手順により行うものとする。

[（1） 略]

（2）家計表の作成により家計収支の状況を把握するとともに、支援の方向性を検討するためのアセスメント（本人が置かれている状況やその者の

自立相談支援事業の事務を生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に規定する者（以下「自立相談支援機関」という。）に、事業の全部又は一部を委託するものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、市が実施する生活困窮者自立相談支援事業において、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善又は家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と認められた者（以下「相談者」という。）とする。

（事業の内容）

第4条 この事業は、相談者に対し、次の支援を行うものとする。

[（1）～（5） 略]

（事業の手順）

第5条 この事業は、次の手順により行うものとする。

[（1） 略]

（2）家計表の作成により家計収支の状況を把握するとともに、支援の方向性を検討するためのアセスメント（本人が置かれている状況やその者の

意思を十分に確認することをいう。)を実施する。

[(3) 略]

(4) 家計再生プランを亀山市支援会議設置要綱 (令和2年亀山市告示第64号) に規定する亀山市支援会議 (以下「支援会議」という。) にて適切であるか確認した後に、前条各号に掲げる支援を提供する。

[(5) 略]

(6) 家計再生プランの達成度、支援の実施状況及び成果等の評価を支援会議にて行う。

[(7) 略]

(家計改善支援員)

第8条 [略]

2 第4条各号に掲げる支援を行う者は、厚生労働省が実施する家計改善支援員養成研修を受講し、かつ、次のいずれかに該当する者であることとする。

[(1) ~ (5) 略]

(個人情報の共有)

第9条 自立相談支援機関は、関係機関と個人情報を共有する場合にあっては、本人から同意を得るなど、その取扱いについて適切な手続を行わなければならない。

意思を十分に確認することをいう。
以下同じ。) を実施する。

[(3) 略]

(4) 家計再生プランを亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議要綱 (平成27年6月17日施行) に規定する亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議 (以下「支援調整会議」という。) にて適切であるか確認した後に、第4条各号に掲げる支援を提供する。

[(5) 略]

(6) 家計再生プランの達成度、支援の実施状況及び成果等の評価を支援調整会議にて行う。

[(7) 略]

(家計改善支援員)

第8条 [略]

2 家計相談支援を行う者は、厚生労働省が実施する家計改善支援員養成研修を受講し、かつ、次のいずれかに該当する者であることとする。

[(1) ~ (5) 略]

(個人情報の共有)

第9条 自立相談支援機関は、関係機関と個人情報を共有する場合にあっては、本人の同意を得た上で行うとともに、その個人情報が適切に管理されるように必要な措置を講ずるよう努めなければ

<p>(その他)</p> <p>第10条 この告示に定めるもののほか、<u>家計改善支援事業</u>の実施については、「<u>家計相談支援事業の運営の手引き</u>」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)に定めるところによるものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>附 則</p> <p>(家計改善支援員に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>第8条第2項</u>の規定の適用については、<u>同項中「受講し」とあるのは、「受講し、又は受講する見込みであり」とする。</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この告示に定めるもののほか、<u>事業</u>の実施については、「<u>家計相談支援事業の運営の手引き</u>」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)に定めるところによるものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>附 則</p> <p>(家計改善支援員に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>第8条</u>の規定の適用については、<u>同条中「受講した者」とあるのは、「受講した者又は受講する見込みである者」とする。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。